| | |
|---|---|
| 2　(D)欄には、次により算出した額を記載してください。<br>(1)　衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙<br>イ　当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合<br>$\frac{316,250円＋541円31銭×ポスター掲示場数}{ポスター掲示場数}$……１円未満の端数は切上げ<br>ロ　当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合<br>$\frac{316,250円＋270,655円＋28円35銭×（ポスター掲示場数－500）}{ポスター掲示場数}$……１円未満の端数は切上げ<br>(2)　参議院比例代表選出議員の選挙　37円<br>［３～５　略］<br>［その八・その九　略］ | 2　(D)欄には、次により算出した額を記載してください。<br>(1)　衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙<br>イ　当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合<br>$\frac{310,500円＋525円06銭×ポスター掲示場数}{ポスター掲示場数}$……１円未満の端数は切上げ<br>ロ　当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合<br>$\frac{310,500円＋262,530円＋27円50銭×（ポスター掲示場数－500）}{ポスター掲示場数}$……１円未満の端数は切上げ<br>(2)　参議院比例代表選出議員の選挙　36円<br>［３～５　同左］<br>［その八・その九　同左］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

１　この省令は、公布の日から施行する。

２　この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

## ○農林水産省令第三十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月六日

農林水産大臣　金子原二郎

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

| 改正後 | | | |
|---|---|---|---|
| 別表第１（第２条、第４条及び第５条関係） | | | |
| 動物用医薬品 | 動物用医薬品<br>使用対象動物 | 用法及び用量 | 使用禁止期間 |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| アモキシシリンを有効成分とする注射剤 | （略） | （略） | （略） |
| アルベンダゾールを有効成分とする飼料添加剤 | すずき目魚類 | １日量として体重１kg当たり40mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。 | 食用に供するために水揚げする前14日間 |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| 注　１～20　（略） | | | |

| 改正前 | | | |
|---|---|---|---|
| 別表第１（第２条、第４条及び第５条関係） | | | |
| 動物用医薬品 | 動物用医薬品<br>使用対象動物 | 用法及び用量 | 使用禁止期間 |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| アモキシシリンを有効成分とする注射剤 | （略） | （略） | （略） |
| （新設） | （新設） | （新設） | （新設） |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| 注　１～20　（略） | | | |

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。